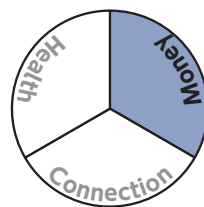


日本 ～「働いたら負け」を考える～



経済調査部 主席エコノミスト 星野 卓也 (ほしの たくや)

流行当時と意味合いが異なる“働いたら負け”

「働いたら負け」という言葉が2004年に流行した。若年無業者を指す「ニート」とともに広まった言葉である。底流にあったのは、雇用環境の悪化に伴う“諦め”のようなものだったと考えられる。当時は就職氷河期だ。

昨今は違ったニュアンスでこのフレーズを見かけることが増えてきたように思う。税や社会保障制度の改正における「低所得者を優遇し、中・高所得者の負担を拡大する政策」に異を唱える文脈だ。これらの政策に対する風当たりが明確に強まっているように思われる。

2000年代ごろから税制度においても社会保障制度においても、累進性の強化が進められてきた。所得税においては、最高税率の引き上げのほか、基礎控除や配偶者控除に対する所得制限、給与所得控除の上限引き下げなどが進められたほか、相続税でも基礎控除引き下げや最高税率の引き上げが行われた。

社会保障制度では給付段階において低所得者を優遇、高所得者に負担を求める措置が数多く設けられている。例えば、健康保険における高額療養費制度は、医療費の自己負担額が限度額を超えた際に超過分を補填する仕組みだ。その限度額は所得階級によって異なる。2015年に現役世代の所得区分を3から5段階とし、高所得者の限度額を引き上げる改正が行われた。今般、この所得区分を13段階にする改正が27年にかけて進められる見通しとなっている。最も所得の高い層の月当たりの負担上限額は25万円強から44万円強へと7割以上の引き上げとなる。

また、健保加入の雇用者の場合、所得区分の基準として主に用いられるのは社会保険料の算定に用いられる標準報酬—つまり働いて得る賃金収入である。ほかに不動産収入、金融収入が多くあっても、なぜか「働いて得る収入」が判定基準になる。これは同じく厚労省の制度である

在職老齢年金でも同様であり、“賃金収入”と年金収入が一定値を超えた場合に年金を減額する。厚労省の制度が管轄している所得の数字が社会保険料算定の際に用いる標準報酬であることに根があるのだが、働いて得た所得だけが判定基準として用いられる点は一層“働いたら負け”の性質を強めている要素でもある。

強まる累進性強化への反発

税制においても社会保障制度においても、「能力に応じた負担構造」は累進性を高める制度改革の旗印となっている。ただ、負担能力のある人≠中高所得者であり、その多くは現役の勤労世代だ。「能力に応じた負担」を追求することと制度の「働いたら負け」の性格を強めることは表裏一体の関係にある。

こうした中で“低所得者になる”ための情報も溢れている。マイクロ法人の設立、年金の繰り上げ受給(年金を早めに受け取り毎年の給付額を減らす)などがそれに当たるだろう。累進性強化が進むほどに、こうした財テク情報の価値は上がっていく構造にある。リチャード・クー氏の著書『『追われる国』の経済学』(2019年)には以下の一節がある。“これまでリスクを取って人一倍働いて、事業に成功した実績のある人々の多くが、今では相続税の負担をどう軽減するかに多大な時間を費やしている”、“彼らのような有能な人材は、本来なら事業の拡大や新たな夢の実現に全エネルギーを投入してほしいのに、その彼らの多くがこうした後ろ向きな話題で頭が一杯なのである”。

累進性強化は長年、財政健全化、社会保障制度維持の文脈で淡々と進められてきた。しかし、世論の声を反映して実現した児童手当の所得制限撤廃、現役世代の所得税減税を訴える国民民主党の躍進などにはこうした流れの揺り戻し、潮目の変化もみられる。今年7月には参院選も控えている。経済政策の大きな方向性を考えるうえでも重要な意味を持つだろう。